

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年9月28日（月）14:03～14:20

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

西海 重和 国土交通省観光庁観光産業課課長

谷口 和寛 国土交通省観光庁観光産業課課長補佐

<事務局>

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

森 宏之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 自治体等が実施するツアーの旅行業法の適用除外について

3 閉会

○富田参事官 それでは、次のヒアリングでございますけれども、「自治体等が実施するツアーの旅行業法の適用除外について」ということで、かなり多くの関係者から提案をいただきてございます。そういったこともあり、本日詳細についてお聞きするということで企画させていただきました。

それでは、原先生、よろしくお願ひします。

○原委員 では、先にお伺いしたほうがよろしいですか。よろしくお願ひします。

○西海課長 観光庁の観光産業課長でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に資料をお配りしているのですが、細かい制度よりは、何でこういう制度があるかということについて、3ページ目、一番最後のページですけれども、簡単に申し上げたいと思います。

旅行業について、本質的に何を法律でやっているかという保護法益の話をいたしますと、

例えばここにA社の事例というのがありますけれども、旅行会社が資金繩りの悪化から登録未梢になって、結果的に営業停止して、顧客から航空券の代金を前払い受け取っていたのですけれども、結局その航空券の手配と、逆に返そうと思うと返金もできなくなってしまって、約500名が被害を受けた。こういうときに備えて、例えば営業保証金とか、あるいは財産的基礎というものが用意されています。

また、B社、下の例でございますけれども、この場合、無登録の人がインターネットを通じ航空券をやったのですけれども、これも代金は前払い受け取っていたのですけれども、航空券を発行せずにキャンセルするという手口で約100名が被害を受けて、総額1,000万円以上の被害があったということでございます。

あと、C社は、今度は財産的基礎とか保証金のほうではなくて、人の問題です。旅行業の業務取扱管理者を必ず置くようにしているのですが、この人は運賃計算とか手配をいろいろできる人ですけれども、旅行会社の担当者が中学から課外授業用の貸し切りバスの手配を受注したのですけれども、その手配ができなかった。手配漏れを隠蔽するために、課外授業が中止されるようにと思って、その中学校の生徒を装った自殺をほのめかす手紙を中学校に送付して、これは実際テレビのニュースに流れましたけれども、そういう事件がございました。

これは観光庁が立入検査いたしました結果、この支店の旅行業務取扱管理者が十分能力がなくて適切にやっていなかったために、この管理者の選任義務違反というのが認められたということでございます。こういったことで、人もきちんと手配する能力、運賃計算などの能力が求められるということでございます。

ですから、旅行業法のポイント、柱は、基本的には何か問題が起こって航空券が発券できないとか、宿泊所が提供できない場合の保証金とか、それからそれでもなお足らない場合の財産的基礎を確保する、担保することが一つと、あとはやはりきちんと人から頼まれたことを、宿泊施設とか交通手段をとらなければいけませんから、それで運賃もちゃんと計算できなければいけないので、そういうことができる旅行業務の取扱管理者を置くという、この3点なのかなと思っております。

今回の御提案でございますけれども、中身を拝見いたしますと、例えば地方への移住体験ツアーや、そういうものが挙がっていますが、これ自体は地方創生で大変いいことだと思っているのですけれども、その推進のための政策ツールとしての規制制度改革の内容については私もちょっと疑問がございます。

1点は、今回の香川県と徳島県と高知県のほうから、自治体が旅行業を営むということについての旅行業法の適用を除外してほしいという要望がございましたが、旅行業は公共交通とか上下水道と違いますので、公共サービス事業ではございません。純然たる営利の民間の企業になってしまいますので、自治体がそもそも旅行業を営むということが、公務員が公益に奉仕しなければいけないという専任義務に違反していないのかという疑問がありますが、そもそもこの辺はどうなのかと思っております。

それから、移住体験とかでこういう要望が出てきたのは、想像いたしますに、採算性がないので、やる民間の旅行業者がいないといった事情があるかもしれないのですが、ただこれは民間業者に、例えば公募をして委託すればいい話ですし、重要な政策であれば、例えば予算をある程度、赤字にならないように補填をして、その上で企画競争させればいい話なので、そういうところで対応できるのではないのかなと思っております。

あともう1点、今回の要望で疑問だったのは、杉並区のほうから、都庁ではなくて区のほうで独自の基準をつくって旅行業者を審査して認定したい、登録したいということだったのですけれども、先ほど資料で御説明しましたように、誰かがちゃんと見るからということではなくて、管理者と財産的基礎と保証金というのは、誰かが見るから、あるいは地元の区が見るから下げていいというものではなくて、消費者のためにやっていることなので、余り地域で差をつけること自体がよろしいわけではないと思いますので、そういう意味で区が独自の基準をつくってもいいのではないかということもちょっとどうなのかなと思っております。

ということで、基本的には提案自体の移住ツアー、体験ツアーとかは非常にいい提案だと思うのですけれども、そのツールとしての旅行業の関係の規制制度の改革については、私どもちょっと疑問に思っているということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○原委員 もう一つ、福井県の提案について。

○西海課長 福井の提案ですね。福井県のほうの提案は、私はほかのと大体同じようなものなのかなと思っておりましたけれども、ここにつきましては、結局、さっきの取扱管理者の話などが出てくる話なものでございますので、旅行業者の、ここに書いてあるのが交通手段の手配ですか、あるいは観光施設の視察計画作成とか、宿泊料、交通費などの実費のみを徴収する場合にはということでございますけれども、手配旅行というのは基本的に旅行業者の重要な業務の一つでございまして、これは簡単ではなくて、運賃通算計算とかいろいろございますので、旅行業者の登録を不要とするかどうかとかでも、管理者をきちんと置くというのが旅行業の登録の中にもともと仕組まれているので、ぜひ旅行業の取り扱いの管理者を置いていただきたい。結果的に旅行業の登録が必要になるということでございまして、そういうことでこれもどうなのかなと思ってございます。

以上です。

○原委員 これは実費以外は受け取らない場合であれば登録は不要なのですか。

○西海課長 無償で、例えば自治体の方々が、先ほどの例で申し上げれば、何とかツアーという視察とかがあって、無償であれば旅行業者ではないのですけれども、基本的に有償でいただく場合で、全く利潤をとらない場合ということが、この実費というのがよくわからないのですけれども、有償でとる場合にはどちらかというと旅行業者になってしまふのではないかなと思っております。

○原委員 無償であれば登録不要というのは、これは旅行業法上は営業活動、営利目的の

事業を規制対象にしているからということですね。

○西海課長 そうです。旅行業者でないということです。

○原委員 営利目的でなければ対象外なわけですね。

○西海課長 そうですね。

○原委員 多分、自治体がやられる場合というのは、さっきまさにおっしゃられたように、営利事業としてやられるわけではないことを前提にした提案だと思うのですが、それであれば構わないわけですか。

○谷口課長補佐 旅行業には2種類あります、1つは単純な手配旅行と呼ばれているものです。手配旅行というのは運送サービスとか宿泊サービスについて代理、媒介、取り次ぎのいずれかをすること、これを手配旅行と言っています。手配旅行に関しては、実費を受け取るだけで、手配に関する報酬を受け取らなければ旅行業ではありません。

もう一つ、企画旅行という類型があります。こちらは複数の運送サービスとか宿泊サービスを組み合わせて計画をつくって、一旦中間業者側がそれらのサービスを仕入れて、まとめて売るという場合で、まとめて売る場合には、原価どおり売っていたとしても、手配や媒介、代理、取り次ぎと違って、一旦仕入れて売るということになると中間業者が契約当事者となります。代理、媒介、取り次ぎの場合の契約当事者（損益の帰属主体）というのはもともとのサプライヤー、運送機関、ホテルと、あと旅行者になりますので、どの部分が中間業者の原価でどの部分が報酬という区別が明確なのですけれども、計画をつくって、各サービスを仕入れて、それを丸ごと売る場合には、契約当事者が中間業者になり、旅行者からすれば、どの部分が原価部分でどの部分が中間業者が得る利益部分かというのが不明確になってきます。この場合は、原価そのまま売っているんだという主張を仮にしても、そこは消費者から区別できないので、基本的には報酬性ありと考えております。

ですので、結論とすれば、自治体が何かしらホテルとか運送サービスを組み合わせて販売したい、かつ旅行業の範囲外でしたいという場合には、それぞれ切り分けて媒介、代理し、報酬をとらないという形にすれば、何も問題は起こらないということになります。パックツアーミたいな形にして募集すると、ちょっとまずいのですけれども。

○工藤委員 では、バス代が幾ら、宿泊費が幾らというふうにして。

○谷口課長補佐 そうです。個々に無報酬で手配をすれば全く問題ないです。切り売りをして、契約当事者をサプライヤーと旅行者にして、あくまで市はつないでいるだけです。つないでいて、かつ、決済で一旦料金を預かることがあったとしても、契約名義及び損益の帰属主体自体はサプライヤーと旅行者という形にしていただき、かつ上積み部分を自治体がとっていないということがきちんと説明いただければ全く問題ないです。

○工藤委員 だから、多分そういうのが混乱していますね。

○谷口課長補佐 そうです。

○西海課長 先ほども、わからないというのはそういう意味で、これは交通と生活と観光

と3つあって計画とあったので、そうすると実費というのは実際にかかったお金ですけれども、セットになることによってどこかが割り引かれることはよくございますので、そこはよくわからない場合には、何か証明ができないと旅行業者になってしまいますねということだと思うんですね。

○工藤委員 なるほどね。

○原委員 でも、これは非営利であることの証明ができればいいわけですね。それが多分明確に示すやり方の一つというのが代理、媒介だけにしてしまって、間に入らない形になるというのが一番明快であるということはわかりますけれども、企画旅行の形にしてしまったら、およそどういう料金設定であろうが、旅行業の許可を取らないといけないんですよということは別にルールになっているわけではないですね。

○谷口課長補佐 運用上はルールになっております。

○原委員 それはどこか書面になっているものがありますか。

○谷口課長補佐 通達を出しております。パックツアー（企画旅行）の場合で、旅行社がたまに赤字覚悟で商品を売ることがありますが、赤字の場合でも、一旦仕入れて自分が当事者となって売っている以上、報酬性はあるという内容のことを記載しています。要は、自分の売り上げが立っているわけです。他方で、代理、媒介、取り次ぎの場合というのは、別途報酬を得ない場合には自分の売り上げが立ちません。単にサプライヤーに払うべきものを一旦預かっているだけでして、手数料部分をもらっていないということは自分の売り上げはありません。他方でパックツアーを売るとなった場合、自分が当事者となってまとめたものを旅行者に売るということになりますので、それが原価を割っていても、原価を超えていても、一定の自分の売り上げが立ってしまうということになるので、そういう計算処理上からも判断するということになります。

○原委員 わかりました。後でまた教えていただくとして、確認ですけれども、今のような実費だけというのが明確になっている場合であれば、旅行業の対象外であるというのは法律上のもともとの根拠は旅行業というのが営利事業として記述されているから。

○谷口課長補佐 旅行業の定義の中に、報酬を得て以下の各号の行為を行うこととありますので、その報酬を得てというところで該当しないということになります。

○原委員 報酬を得ていないことが確認できれば、基本は規制対象外ということですね。

○谷口課長補佐 そうです。

○原委員 そうしたら、それを事務局から1度提案者さんにも返して。

○工藤委員 返して、それで問題があるかというのを。何かそれで解決しそうな気がする。

○西海課長 多分ほとんどそれで、書かれているほかの例示のものも解決できるのではないかと思うんですね。

○工藤委員 そんな感じがする。それが明快でないということは、何かやろうとしたときにいつも問題が起きているということですね。

○西海課長 実は、今まで自治体から、こういう旅行業の申請というのは、昔1件あった

かなかぐらいで、ほとんどなかったので、御相談いただければ、むしろその解釈をお伝えして済む話だと。それによって、移住体験はできなくはないと思いますので。

○工藤委員 では、それを明快なルートで返してあげれば。

あと、事例を出していただいたということで、旅行業法は大切なんだよということがわかるための資料だと思うのですけれども、これは私でも知っているぐらいのビッグニュースで、すごく問題になったと思います。こういうのはめったに起きていないのですか。それとも、結構あるのか。どうなんですか。中学生のやつなんて笑ってしまうというか、本当に特殊な例ですよね。人格的な。

○西海課長 よくこういう事件が起こる前に、通常は、旅行業は1種、2種、3種とあるのですけれども、1種から2種、2種から3種に種別を落としたいという申請が先に来ます。要するに、自分でもしこういう大きな案件というか、依頼を受けて、万が一何かあつたときに払えないと思えば、もうそれ自体の種別を落とすということが通常あって、それによって予防されていると私どもは思っています。ただ、それでも何か頑張ってしまうところがあると、こういった事件になってしまいます。

ただ、決してめったに起こらないわけでもなくて、処理は違いましたけれども、ワールドカップとかで毎年よく起こるように、ああいう事件は起り得るので、そういう意味でやはりそういう財産基礎とか営業保証金がないと、みんなせっかく行くつもりで行ったのに応援に行けないということになりますので、そういう意味ではこういうのは大事かなと思っています。

○工藤委員 これは本当に何百人単位を扱うような話ですね。Cはちょっと別として、これは人格的な問題で、A、Bみたいなもので扱うものと、こういう自治体が本当に何かというのちよつとかなり違いますよね。

○西海課長 違うんです。そういう意味で、さっき御説明できなかった、要するにこの問題は恐らく適用除外にできないかというよりは、私どもの解釈を今申し上げましたけれども、むしろ相談いただきて私どもが明快にすることではほとんど解決できる話だと思います。

○工藤委員 そこの仕分けがちゃんとなってくればいい。

○原委員 先ほどの通達で今示されているものを1度教えていただいて、その上でまたさらに。

○西海課長 わかりました。

○原委員 ありがとうございます。